

第23期佐世保市農業委員会第5回総会議事録

1 開催日時 平成29年10月27日(金)9時30分から11時25分

2 開催場所 佐世保市役所 中央保健福祉センター8階 講堂

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 12番	富川 利光
委員 2番	川上 宗康	委員 13番	水口 一男
委員 3番	阿波 茂敏	委員 14番	田中 広昭
委員 4番	長谷川清美	委員 15番	西尾 政喜
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 16番	赤木 行秀
委員 6番	浦 清一	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 7番	川口 勇二	委員 18番	内野 正実
委員 8番	小川 徳衛	委員 19番	大宅 和子
委員 9番	井手源一郎		
委員 11番	近藤 誠		

4 欠席農業委員(1名)

10番 辻 茂樹

5 出席推進委員(16名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎典正
三川内地区	中里 政義	世知原地区	岩佐 孝
早岐地区	久野 利幸	宇久地区	菅 徳雄
日宇地区	磯本 安男	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	牟田 昇	鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員(2名)

佐世保地区 加藤 照明

吉井地区 近藤 博

7 農業委員会事務局職員

事務局 長 堤 正英
事務局 主 幹 中里 忠義
事務局 副主幹 坂井 通利
事務局 主 査 博多屋 孝昭
事務局 主 査 小村 貴光
事務局主任主事 牟田 雄介
事務局 主 事 小宗 翔太

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第 39 号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第 40 号議案 農地改良届について
第 41 号議案 非農地証明願について
第 42 号議案 非農地通知について
第 43 号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第 44 号議案 農用地利用集積計画(案)について
第 45 号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について
第 46 号議案 農用地利用配分計画(案)について
第 47 号議案 平成29年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書(案)

報告1 農地法第3条の3第の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について
報告5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告7 農地法第18条第6項の規定による通知について

8 会議の概要

松永副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第5回総会を開会いたします。一、開会。①会長挨拶。

八 並 会 長 皆さま、こんにちは。本日は、総会終了後も業務研修会などもありますので、スムーズに進行できますよう最後までご協力を、何卒よろしく願いいたします。

松永副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は10番の辻茂樹委員が欠席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。また、委員定数には関係ございませんが、佐世保地区推進委員の加藤照明委員、吉井地区推進委員の近藤博委員が欠席です。以上です。

松永副会長 はい、それでは、④議事録署名人の指名をいたします。11番近藤誠委員、12番富川利光委員、補充で13番水口一男委員をお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。

第39号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。第39号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、岳野町の2筆。地目は、登記畑・田、現況荒廃地。面積は2筆合計1,570㎡。転用目的はソーラーパネルの設置。権利は、所有権移転(売買)です。施設は、太陽光パネル480枚。併用地あり。敷地全体面積は2,760.08㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、大牟田池より南に約400mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は転圧を行う程度の施工のため被害の恐れはない。日照通風は設置高を加減、1.5m。排水計画は雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。設備認定通知書等添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は許可不要です。

2番、相浦、九十九地区。こちらは先月取下げとなっていたものの再申請です。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、新田町。地目は、登記田、現況休耕。面積は登記上が991㎡、実測1,099.77㎡。転用目的は建売住宅。権利は、所有権移転(売買)です。施設は、建売住宅5棟、延床面積622.73㎡。併用地あり。敷地全体面積は実測1,151.69㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、岩渕新田バス停より南東に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高1.6m、最低0.7m。土留め工事をする、擁壁を設ける。日照通風は周囲は市道及び宅地であるため被害の恐れはない。排水計画は雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は下水道。一般事業計画書添付。現況平面図添付。実測図添付。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。建物平面図、立面図添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。宅地建物取引業者免許証添付。都市計画法許可申請受付書添付。都市計

画法関係は連たん区域です。

3番、相浦、九十九地区。こちら先月取下げとなっていたものの再申請です。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、赤崎町。地目は、登記田、現況休耕地。面積は登記上が1,882㎡、実測1,904.55㎡。転用目的は長屋住宅。権利は、所有権移転（売買）です。施設は、長屋住宅8棟、木造二階建、延床面積1,939.28㎡。併用地あり。敷地全体面積は3,168.66㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、上野バス停より南西に約40mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高4.2m、切土最高0.8m。擁壁を設ける。日照通風は近隣に農地はなく被害の恐れはない。排水計画は雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は下水道。一般事業計画書、駐車場利用計画書添付。現況平面図添付。実測図添付。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。建物平面図、立面図添付。残高証明書、融資証明書添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法許可申請受付書添付。都市計画法関係は連たん区域です。

4番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、吉井町乙石尾の3筆。地目は、登記畑・田、現況休耕。面積は3筆合計162.10㎡。転用目的は宅地の拡張。権利は、所有権移転（売買）です。施設は、駐車場5台。併用地あり。敷地全体面積は208.80㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、大山祇神社より南に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は表土の転圧を行う程度のため被害の恐れはない。日照通風は緩衝地を設ける、2.5m。排水計画は雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。預金通帳写添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

5番、世知原地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、世知原町檜巻。地目は、登記田、現況休耕。面積は145㎡。転用目的は通路。権利は、所有権移転（売買）です。施設は、通路。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、檜巻集落センターより南東に約330mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高1.1m、切土最高1.2m。日照通風は隣接する農地はないため被害の恐れはない。排水計画は雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。融資証明書、残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

6番、世知原地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在、世知原町中通の48筆。地目は、登記田、畑、現況休耕。面積は48筆合計33,141㎡。転用目的は太陽光発電施設用地。権利は、賃借権設定です。施設は、太陽光パネル8,344枚。併用地あり。敷地全体面積は36,370.71㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、農振外、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、世知原中学校より東に約600mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は必要最小限の地ならしを行う程度のため、被害の恐れはない。防護

柵を設ける。クローバー等を植え、雨水の地下浸透を促す。日照通風は網目状のフェンスを設置する。建物を作らないため、日照にかかる被害の恐れはない。排水計画は雨水は水路放流、自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図添付。設備認定通知書等添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。農地法第3条取得農地の農地転用申請に係る理由書添付。こちらは世知原町中通の2筆について過去に農地法第3条で取得されていますが、許可後10年経過していない状態で転用の申請がなされたため添付されているものです。理由の内容としましては、母が高齢になり一人では耕作できないためとなっています。都市計画法関係は都市計画区域外です。なお、こちらの案件につきましては、転用面積が30aを超えるものになりますので、来月行われる常設審議委員会にて意見を聞いた上で県に進達することとなります。

7番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、江迎町北平。地目は、登記田、現況休耕地。面積は1,955㎡。転用目的は長屋住宅。権利は、所有権移転(売買)です。施設は、長屋住宅2棟、木造二階建、延床面積は897.17㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、第2種農地、MR高岩駅より約400m。参考事項としまして、こちらは、MR高岩駅より北に約400mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高1.9m、最低0.1m。防護柵を設ける。日照通風は緩衝地を設ける、8.85m。建物高を加減、7.47m。排水計画は雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は下水道。一般事業計画書、駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 3番の相浦、九十九地区、4番の吉井地区、7番の江迎地区の案件につきましては、大宅委員が申請代理人となっている案件です。先に審議しますので、大宅委員は一時退席願います。

～大宅委員退席～

議長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。3番、相浦、九十九地区。

12番 12番の富川です。3番の案件について、10月24日に伊賀崎推進委員と現地を確認しました。30年以上、休耕しており、周辺に農地もなく転用しても特に問題ありません。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

伊賀崎委員 特に問題ありません。

議 長 4番、吉井地区の担当委員の調査結果をお願いします。

1 3 番 13番の水口です。10月23日に近藤推進委員と現地確認に行きました。周辺に農地もなく、用水及び排水についても何ら問題ありません。

議 長 吉井地区の近藤推進委員は本日欠席ですので、続きまして、7番、江迎地区の担当委員の調査結果をお願いします。

1 7 番 17番の松永です。10月23日に事務局と小川推進委員と現地を確認しました。現地は荒廃しており、隣接地も公園であるので特に問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

小川委員 特に問題ありません。

議 長 はい、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。3番、4番、7番の案件について賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第39号議案の3番、4番、7番の案件については許可相当として県に進達いたします。

それでは大宅委員については入室し、着席してください。

～大宅委員着席～

議 長 続いて地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、中里地区。

1 1 番 11番の近藤です。10月25日に永田推進委員と現地確認をしました。被害防除計画どおり行ってもらえれば問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

永田委員 特にありません。

議 長 2番、相浦、九十九地区の担当委員の調査結果をお願いします。

1 2 番 12番の富川です。10月23日に譲渡人の娘さんと伊賀崎推進委員と現地を確認しました。現地は湿地帯であり、現状では耕作できないということです。周辺の状況から判断して、転用は問題ないと思います。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

伊賀崎委員 特に問題ありません。

議 長 5番、6番、世知原地区の担当委員の調査結果をお願いします。

1 4 番 14番の田中です。5番につきまして、10月23日に岩佐推進委員と現地を確認しました。鉄工所の出入り口の通路を整備するというので、周辺には農地も民家もなく、問題ありません。6番につきましても、10月23日に岩佐推進委員と現地を確認しました。太陽光発電を設置するというので、周辺には民家や田がありますが、フェンス設置や太陽光パネルの角度を調整するというので、問題はないと思います。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

岩佐委員 5番、6番とも問題ありません。

議 長 はい、1番、2番、5番、6番につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

1 3 番 13番の水口です。6番の案件については、33,000㎡の農地転用となりますが、周辺の農地の用水については問題ありませんか。

事 務 局 水利権者の同意を得られていますので、問題ないと思います。

議 長 他に何かありませんか。

牟田委員 大野地区推進委員の牟田です。5番、6番につきまして、排水計画で雨水が自然流下となっていますが、問題ありませんか。

事 務 局 5番については、今までも雨水は自然流下であったので問題ないと思います。6番については、元々の緩やかな段々な田の地形を利用し、畦畔もそのまま残すということです。田越しで雨水を流し、既存の水路を利用して排水するというので、特段、形状を変えることもありません。また、クローバー等を植え、雨水の地下浸透を促すというこ

とですので、問題ないと考えます。

牟田委員 太陽光パネルに雨水が落ちて、一気に流出するということを聞きますが、地下浸透については大丈夫でしょうか。

事務局 雨水は地下浸透と既存側溝を利用することで、転用者も問題ないと考えています。

6 番 6番の浦です。転用面積が広いですが、敷地の周辺にフェンス等は設置されますか。

事務局 敷地の周辺はフェンスで囲まれることになっています。

1 5 番 15番の西尾です。最近、他都市で大規模な太陽光パネルを設置したことにより、雨水が道路に流れこんで地域住民が困っているということを聞きました。今回の転用計画で雨水関係は大丈夫だということですが、ゲリラ豪雨も近年増えてきていますので、農業委員会としても慎重に審議すべきだと思います。

原委員 針尾地区推進委員の原です。20年間の賃借権を設定して、太陽光パネルを設置することですが、20年後にはきちんと撤去されるのでしょうか。また、自分もみかんの作付のためにシートマルチを敷設しますが、大雨の時などはかなりの雨水が流れます。今回の雨水対策は大丈夫でしょうか。

1 5 番 15番の西尾です。下流に調整池を造るなどの対策は必要ないでしょうか。

議長 色々と雨水の問題が言われていますが、世知原地区の担当委員は何かご意見はありませんか。

1 4 番 14番の田中です。計画地は町はずれにあり、なだらかな地形です。今までは大雨で特に問題になったことはありませんが、太陽光パネルを設置することでの雨水の影響については、よくわかりません。

議長 6番の案件については、県の常設審議委員会で審議されることになります。そこでの意見を踏まえて長崎県知事に進達したいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 農業委員会の意見で、雨水対策を徹底することを条件とすることではいかがでしょうか。

牟田委員 水量計算はされているのでしょうか。

事務局 転用者において、水量計算がなされており、想定する雨量では対応できると聞いてお

ります。

1 5 番 1 5 番の西尾です。周辺に影響が出ないような被害防除計画を立ててもらふ必要があると思います。たとえば、調整池を造るとか。

1 7 番 1 7 番の松永です。計画地は元々田であったのでしょうか。そして、現状の水路等で雨水排水は問題なかったのでしょうか。それならば、特に問題ないのではないのでしょうか。

3 番 3 番の阿波です。私も専門的なことはわかりませんが、今後は専門家を交えて、被害防除の基準を定めるべきではないのでしょうか。私ども農業委員は専門家ではないので、判断がつきません。

議 長 太陽光パネルについては、農地だけではなく、山林などにも設置されています。今後は設置基準なども調査していく必要があると思います。

1 3 番 1 3 番の水口です。計画地の近くに河川があり、雨水も分散して流れると思いますので、私は調整池の必要はないと思います。

議 長 それでは、採決に入ります。1 番、2 番、5 番の案件について賛成の農業委員の挙手をお願いします。また、6 番の案件については雨水対策を講じることを条件として賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第39号議案の1 番、2 番、5 番、6 番の案件については許可相当として県に進達いたします。

次に、第40号議案農地改良届について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、第40号議案農地改良届について、ご説明します。

1 番、針尾地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在、針尾中町。地目登記田、現況田。農地面積及び施工面積は695㎡。農地改良を必要とする理由は、稲の作付、刈取りなど、耕作に手間がかかり不便なため、畑に転換したい。参考事項としまして、こちらは市役所針尾支所から北西に約400mの位置にあります。作付計画は温州ミカン。作付予定日は平成30年3月頃。工事期間は平成29年11月1日から平成30年3月15日まで。施工業者は記載のとおりです。土採取場所は針尾西町。土の種類は堤の土と山土。埋め立て高さは最高1.5m。土の量は874.65㎡。添付書類等は記載のとおりです。こちらは農振内白地です。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、針尾地区。

1 番 1番の有馬です。10月24日に原推進委員と現地確認に行きました。元々、ふけ田であり、農地の嵩上げをして、みかん作付を行うということです。被害防除計画どおりの施工を行えば、問題ないと思います。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

原 委 員 奥に出水がする池があります。その池のせいで、湿田となっており、農地改良するのはもっともだと思います。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし。

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第40号議案については受理いたします。次に、第41号議案非農地証明願について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第41号議案非農地証明願について、ご説明いたします。

1番日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は天神二丁目、地目は登記田、現況駐車場、面積85㎡、願出の理由、昭和47年12月22日付、転用目的車庫で、農地法第5条届出受理済。昭和48年1月日不詳、農地転用完了。現在も駐車場として利用している。参考事項としまして、こちらは福石小学校より南に約300mの位置にあります。市街化区域で事由の②-3-3に該当します。

2番日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は天神二丁目、地目は登記畑、現況宅地、面積119㎡、願出の理由、昭和37年10月27日付、転用目的住家で、農地法第5条許可済。昭和38年2月10日、農地転用完了。現在も宅地として利用している。参考事項としまして、天神小学校より南東に約150mの位置にあります。市街化区域で事由の②-3-3に該当します。

3番日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は天神二丁目、地目は登記宅地、現況通路、山林、面積128.09㎡、願出の理由、昭和41年までは耕作していた。昭和42年に宅地への通路として整備した。昭和42年以降は耕作していない。参考事項としまして、福石小学校より南東に約250mの位置にあります。市街化調整区域で事由の②-3-2に該当します。

4番大野地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は原分町、地目は登記田、現

況道路、面積272㎡、願出の理由、昭和43年8月3日付、転用目的道路で、農地法第4条許可済。昭和44年月日不詳、農地転用完了。現在も道路として利用している。参考事項としまして、佐世保西高等学校より北に約300mの位置にあります。市街化区域で事由の②-3-3に該当します。

以上4件です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、2番、3番日宇地区。

6番 6番の浦です。1番、2番、3番の現地確認を10月25日に磯本推進委員と行いました。1番は駐車場として利用されており、非農地で問題ありません。2番は宅地として利用されており、非農地で問題ありません。3番は通路と山林ということで、非農地として問題ありません。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

磯本委員 非農地で問題ありません。

議長 次に、4番、大野地区。

9番 9番の井手です。10月22日に牟田推進委員と現地を確認しました。道路として利用されており、非農地で問題ありません。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

牟田委員 道路ですので、問題ありません。

議長 はい、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし。

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第41号議案については承認し、証明書を交付することとします。

次に、第42号議案非農地通知について事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局 はい、第42号議案非農地通知について説明いたします。
- 今回の非農地通知案件は全部で164筆です。面積は87,540㎡となっています。利用状況調査結果については、山林または原野となっていたものです。ご承認いただけましたら総会終了後、所有者99名に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に対しまして非農地リストを提出する予定です。
- 以上です。ご審議よろしく申し上げます。
- 議長 この案件について質問がある方はいらっしゃいますか。
- 15番 15番の西尾です。142番の案件については、B判定ではないと思いますので、再度、事務局と確認をしたいと思います。保留ということでお願いします。
- 議長 それでは、採決に入ります。142番の案件を除いて、賛成の農業委員の挙手をお願いします。
- 委員 (挙手多数)
- 議長 ありがとうございます。それでは第42号議案について、142番の案件を除いて、非農地通知を発出することとします。
- 次に、第43号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 第43号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
- 1番皆瀬地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地十文野町8筆、地目は登記田及び畑、現況畑。面積計6,303㎡、農用地区域及び農振内白地、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。
- 2番江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地江迎町飯良坂2筆、地目は登記畑、現況休耕地。面積計1,098㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。
- 以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。
- 議長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、皆瀬地区。
- 19番 19番の大宅です。10月26日に辻委員、山口推進委員と事務局で現地を確認しました。現地は圃場として良好な状態であり、譲受人も耕作者として問題ないと思います。
- 議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口委員 何ら問題ありません。

議 長 次に、2番、江迎地区。

17番 17番の松永です。10月23日に小川推進委員と現地を確認しました。譲受人はしっかり耕作をされている方ですので、問題ありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

小川委員 今回の農地は譲受人の農地の隣接地です。今後も耕作されると思いますので、問題ありません。

議 長 はい、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第43号議案については許可といたします。
次に、第44号議案農用地利用集積計画(案)について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第44号議案農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。
利用権の設定は、宮地区3件、三川内地区1件、柚木地区2件、大野地区1件、世知原地区1件、鹿町地区1件の計9件の集積、所有権の移転は針尾地区3件で、合計12件の計画です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 まず、利用権の設定の7番につきましては、大野地区の牟田推進委員の案件でありますので、先に審議いたします。牟田推進委員は一時退席をお願いします。

～牟田推進委員退席～

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 第44号議案の利用権の設定の7番については承認されました。
それでは牟田推進委員については入室し、着席してください。

～牟田推進委員着席～

議 長 続きまして、利用権の設定の1番から6番までと8番から9番まで、利用権の移転の1番から3番までにつきまして、何かご質問がありますか。

原 委 員 針尾地区の推進委員の原です。1番、2番の宮地区の案件で、賃借料の金額に差がありますが、何か理由がありますか。

事 務 局 賃借料については、貸し手と借り手の合意のもとに決定されておりますので、定まった金額ではありません。また、今回の案件は再設定の利用権設定でありますので、過去からの引き続きの金額ですので、問題ないと思います。

議 長 それでは、採決に入ります。第44号議案の利用権の設定の1番から6番までと8番から9番まで、利用権の移転の1番から3番までについて賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第44号議案の利用権の設定の1番から6番までと8番から9番まで、利用権の移転の1番から3番までについては承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第45号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第45号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区157件、柚木地区6件、江迎地区1件の計164件申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第45号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第46号議案農用地利用配分計画(案)について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第46号議案農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分について、宮地区120件、柚木地区3件、江迎地区1件の計124件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第45号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

なお、前議案の中間管理機構への集積面積と本議案の配分の面積が相違するのは、先月の案件にもありましたが、機構集積後、基盤整備事業を実施した後に配分する案件があるためですので、申し添えます。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第46号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第47号議案平成29年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書(案)について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第47号議案平成29年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書(案)について説明します。

農業委員会法の改正に伴い、これまで行っていました行政庁に対する建議に代わりま

して、農地等の利用の最適化の推進に関する施策について、改善が必要な場合は、農業委員会法38条の規定に基づき、関係行政庁に対し意見書を提出しなければならないこととされております。

このため、本市農業委員会では、委員及び推進委員の意見を元に農政対策推進検討委員会による協議を経て、市に対する意見と国県に対する意見を取りまとめましたので本日、議案として上げさせていただきます。

内容について、概要を説明させていただきます。

まず、市に対する意見書です。表紙をめくっていただき、ここには意見提出に至る経緯を記載しています。内容は、現在の農業を取り巻く情勢、農業委員会法の改正に伴う農業委員会の役割と位置づけ、今後の農地の有効利用と優良農地の確保に努め、更に充実・発展した取り組みを行うため、意見を提出します。との記載でございます。

次に意見の内容としまして、4つの項目を挙げております。

一つ目は、「有害鳥獣被害対策」についてです。

有害鳥獣等の対策については、これまで継続してお願いしているところでございますが、依然として被害が続いていることから、電気牧柵等の経費助成の継続、事業要件の緩和と設置後の指導体制（管理運用など）の強化。また、捕獲従事者の活動低下等により捕獲頭数が減少しないよう捕獲体制の活動強化をお願いします。としております。

二つ目は「担い手の育成支援対策」についてです。

担い手不足に伴い農地の有効利用の停滞が懸念されている中、本市の農業を支える担い手の育成確保は非常に重要であるため、次の2点をお願いします。

1点目は、新規就農希望者の情報共有と相談支援対策を強化し、担い手の育成確保を行うとともに、認定農業者については地域の中心的な担い手であるため、その育成確保と組織活動等への支援をお願いします。

2点目は、高齢化に伴い農作業機械等の更新が難しくなっていく中、その受け皿となる、農作業受託組織等の集落組織に対する育成支援をお願いします。

3つ目は、「優良農産物等の推進対策」です。

ブランド化されている西海みかんのような優良農産物は農業所得の増加が図られ、ひいては農地の有効利用が図られることに繋がるため、他の農産物においてもこのような優良農産物の選定と推進が必要であり、そのためにも関係機関等の協議体制の構築についてのご検討願います。

4つ目は、「農地の保全と利用集積対策」についてです。

担い手への農地利用を進めていく上で、農地の維持管理及び農地の確知と確保が重要となってきますので、次の2点をお願いします。

1点目は、農地の利用状況調査等を実施する際、農地の位置や境界の確認ができないところもあるため、農村地域の地籍調査の早期実施をしていただきたい。

2点目は、担い手へ農地集積を行う際の優良農地の確保対策は重要であるため、優良農地がある農業振興地域内農用地等については、農用地除外を含めた事務取扱の方針を整理いただき、優良農地の確保に一層取り組んでいただきたい。としております。

以上が、市に対する意見でございます。

次に、国県に対する意見です。

まず、1つ目は利用状況調査期間の変更（調査期間の弾力化）です。

この調査は7月8月を中心に実施していますが、①②③のような問題が生じているので、調査時期については自由に設定できるようにしていただきたい。としております。

2つ目は、相続未登記農地対策（相続登記の促進、相続登記費用の負担軽減）です。

1点目は、相続未登記農地と不在地主の農地対策については、登記費用の負担軽減などの措置を行うなどの法整備等早急な対応と、

2点目は、相続持分の過半同意による貸付困難農地の代表法定相続人の同意による手続きの緩和を進めていただきたい。としています。

3つ目は、農地中間管理事業の推進で、

1点目が、手続きの簡素化と期間短縮です。

事業を進めるにあたり手続きの簡素化と、期間の短縮を考慮していただきたい。

2点目が、借受者に対する県単独支援措置の創設と経営転換協力金の要件緩和です。

事業が貸出者と地域への支援措置のみとなっているが、借り受ける担い手が規模拡大に繋がるよう、借受者に対する県単独支援措置の創設と、経営転換協力金の緩和について国に働きかけをお願いしていただきたい。としています。

次のページをご覧ください。ブロック会議において「米の直接支払交付金」の継続について、追加提案がありました。

国の「経営所得安定対策事業」の中で「米の直接支払交付金」は平成29年度までの制度となっているが、平成30年度からは自主的な取組みに基づく生産となるが、市場影響が不透明なため米価下落のおそれがあるため、自主的な生産が定着するまでは継続していただきたい。としております。

以上、この追加分を含めて、市及び国県に対する意見として提出いたしたいと考えておりますので、ご審議方よろしく申し上げます。

なお、市に対しては、11月13日に会長から市長へ意見の提出を行う予定です。

国県に対する分については、本市の意見を県農業会議において取りまとめていただき、意見書の提出となります。

以上です。

議長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

19番 19番の大宅です。1番の有害鳥獣対策についてですが、最近、イノシシが住宅街に出没し、人的被害が出ております。イノシシ対策として、電気柵や箱罾設置、イノシシが嫌うにおいを振りまく、好む棲み処の排除などがあげられます。

今回の意見書では、環境整備として好む棲み処を排除するための方策等を盛り込んではいかがでしょうか。

議長 大宅委員の意見については、地域住民のためにとということで、市長に意見書を提出する際に、口頭でお伝えしたいと思います。

議 長 他に意見はありませんか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第47号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、報告事項に移ります。報告1農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告1農地法第3条の3の規定による届出の報告についてご説明いたします。佐世保地区1件、中里地区1件、相浦、九十九地区1件の計3件について、相続による農地の権利取得にかかる届出を受理しています。以上、報告いたします。

議 長 報告2農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告2農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成29年9月19日付局長専決事項として大野地区1件、平成29年9月26日付局長専決事項として大野地区1件、平成29年10月10日付局長専決事項として日宇地区1件の計3件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告3農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告3農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成29年9月28日付局長専決事項として日宇地区1件、相浦、九十九地区1件、平成29年10月16日付局長専決事項として相浦、九十九地区1件の計3件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告4農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告4農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について。前回の第4回総会において、相浦、九十九地区の2件の案件について取下の申立があっており受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告5都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告5都市計画法に係る開発事前協議開催状況について。平成29年10月18日に日宇地区における記載の案件について、開発事前協議が開催されました。以上報告いたします。

議 長 報告6裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告6裁判所及び法務局への農地現況回答について。法務局照会に対して、相浦、九十九地区1件、小佐々地区2件の計3件について調査を実施し、回答しております。以上報告いたします。

議 長 報告7農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告7農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、針尾地区3件、宮地区5件、世知原地区1件の計9件受理しております。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。以上で報告案件も終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。

事 務 局 **【平成29年度農業委員会業務予定表について】**
平成30年3月までの業務の予定を説明

議 長 ありがとうございます。本日の総会を終了したいと思いますので、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、長時間に亘り慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもって、第5回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。